

【概要】 令和8年度 佐倉市結婚新生活支援補助事業

補助の内容	結婚をきっかけに新たに住宅を賃借、住宅(家屋)を購入(またはリフォーム)した際に支払った費用や、新居への引越をした際に支払った費用の一部を補助します。
補助対象者	以下の(1)～(4)すべてに該当される方 (夫婦のうち、経費を多く負担した方が申請者) (1) 令和8年1月1日から令和9年3月31日までに婚姻届を提出して受理された方 ※婚姻届は日本の法令によるものに限る (2) 婚姻届出日において、夫婦ともに39歳以下の世帯 (3) 夫婦の所得を合算した金額が500万円未満の方(夫婦以外の方が同居する場合、その所得も合算) ※貸与型奨学金の返済がある方はその年間返済額を所得から控除可能 (4) ①ライフデザイン支援講座、②プレコンセプションケアに関する講座、③医療機関への妊娠・出産に関する相談、④共家事・子育て講座のいずれかを夫婦で受講、相談をすること。(④は夫のみでも可) (5) 住宅(家屋)の取得費を補助対象経費とする場合には、取得した住宅(家屋)の持分割合が最も多いこと
補助対象費用	令和8年4月1日から令和9年3月31日までに <u>支払いをした</u> 、以下の費用 ①婚姻を機として行った引っ越し費用(運送業者に支払う費用) ※自ら引っ越しを行うための自動車賃借料・燃料代・協力者謝礼及び不用品処分費等は対象外 ②婚姻を機に新たに物件を賃借する際に要する費用(敷金、礼金、仲介手数料) ※夫婦が勤務先から住宅に係る手当を受けている場合は、その額を減じます。 ③婚姻を機に新たに住宅(家屋)を取得する際に要する費用(契約日は婚姻日の前1年以内) ④婚姻を機に新たに住宅(家屋)をリフォームする際に要する費用(契約日 同上)
補助金額	上限30万円(婚姻届出日において、夫婦ともに29歳以下の場合は60万円)
予算額	14件(660万円) 予定 ※予算額に達した場合は、募集期間内でも締め切らせていただきます。
申請の期間・方法	令和8年4月30日(木曜日)～令和9年3月31日(水曜日)まで 以下の申請に必要なものを揃え、佐倉市役所住宅課の窓口で申請してください(郵送不可)。
申請に必要なもの1 ※全員が必要	(1) 補助金交付申請書兼実績報告書(申請時に住宅課窓口で記載し提出していただいても構いません) (2) 同居者全員の住民票(続柄記載。取得後3か月以内の原本) (3) 同居者全員の佐倉市税の滞納のないことを証する納税証明書(取得後3か月以内の原本) (4) 同居者全員の令和8年度課税(所得)証明書又は非課税証明書(取得後3か月以内の原本) ・令和8年1月1日にお住まいだった市町村で取得できます。 ・令和8年度の証明書(令和7年1月～12月中の所得)を取得してください。 ※令和8年度の証明書発行期間前の場合は、前年度の証明書でも構いません。 ・所得額に数値の記載がある証明書を取得してください。(所得額が「—」「**」の証明書は不可) (5) 夫婦の記載のある戸籍謄本又は婚姻届受理証明書又は戸籍全部事項証明書(取得後3か月以内の原本) (6) 補助対象経費の領収書の写し(引越し費用、住宅(家屋)購入・リフォーム費用) (7) 補助対象経費の領収書の支払いの内訳が分かる資料(請求書や明細書など) ・領収書の金額に補助対象外の費用が含まれていないか確認するため、支払金額の内訳が必要です。 ※領収書に内訳の記載がある場合は不要です。 ※補助対象外の費用(一例) 賃料、土地購入費、家賃保証会社費用、ルームクリーニング代など
申請に必要なもの2 ※該当する場合のみ必要	(1) 補助対象経費が住宅の賃貸に係る費用の場合は、 <u>住宅の賃貸借契約書の写し</u> (2) 補助対象経費が住宅(家屋)の取得又はリフォーム費用の場合は、当該契約書の写し (3) 貸与型奨学金の返済がある場合は、年間返済額がわかる書類(夫婦合算所得が500万円以上のみ) (4) 住宅(家屋)を共有で取得する場合は、当該住宅(家屋)の登記事項証明書(取得後3か月以内のもの) (5) 委任を受けた方が申請する場合は、委任状 ※同居の親族が申請来庁される場合は不要。 (6) その他、市長が必要と認める書類 ※申請内容によっては追加で書類が必要となる場合があります。
交付できない方	(1) 国の他の事業による補助対象経費(みらいエコ住宅2026事業など)の補助を受けている方 (2) 過去に結婚新生活支援補助及び類似の補助金の交付を受けた方(他市町村含む)

〔お問い合わせ：住宅課 住生活推進班 ☎ 043-484-6168〕